

令和7年度

市立中学校及び養護学校の 自動販売機設置場所貸付 一般競争入札説明書

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

入札日：令和8年2月6日（金）

・参加申込受付期間

令和7年12月16日（火）午前9時00分
～ 令和7年12月24日（水）午後5時00分

入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、
内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市財務部財務管理課

電話046（822）8356

046（822）9644

目 次

I	入札物件一覧	1
II	契約条件等について	
1	契約形態に関する条件	2
2	設置自動販売機に関する条件（各学校共通）	2～3
3	維持管理に関する条件	3
III	入札参加申込手続きについて	
1	入札参加資格	3～4
2	設置場所の現地確認	4
3	入札参加申込み	4
4	入札参加申込みに必要な書類等	4～5
5	入札参加申込書の受付及び参加資格の審査について	5
IV	入札・開札・契約等について	
1	入札	6～7
	■入札書の作成要領	6
2	入札の無効	7
3	開札・落札	7～8
4	契約の締結	8
5	契約保証金及び貸付料の支払方法	8
6	貸付の開始	9
7	落札者がなかった場合の随意契約について	9
8	その他	9

○「入札会場のご案内」	10
○「自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）」	11～15
○「物件調書」	16～44

各種様式

《本市ホームページに掲載》

- 「市立中学校及び養護学校の自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）」
- 「役員名簿」（法人による申込みの場合のみ）
- 「委任状」（代理人による入札の場合のみ）

《その他》

- 「入札書」（入札参加資格審査通過事業者のみ）
- 「納入通知書送付先連絡票」（落札者の方のみ）

I 入札物件一覧

物件番号	場所番号	施設名	設置場所	最低貸付価格(円)
1	1	横須賀市立追浜中学校	体育館前	1箇所あたり 年 6,000 円 (税抜)
	2	横須賀市立鷹取中学校	体育館前	
	3	横須賀市立田浦中学校	体育館前	
	4	横須賀市立坂本中学校	体育館前	
	5	横須賀市立不入斗中学校	体育館前	
	6	横須賀市立常葉中学校	体育館前	
2	7	横須賀市立公郷中学校	体育館前	1箇所あたり 年 6,000 円 (税抜)
	8	横須賀市立池上中学校	体育館前	
	9	横須賀市立衣笠中学校	体育館前	
	10	横須賀市立大矢部中学校	体育館前	
	11	横須賀市立大津中学校	体育館前	
	12	横須賀市立馬堀中学校	体育館前	
3	13	横須賀市立浦賀中学校	体育館前	1箇所あたり 年 6,000 円 (税抜)
	14	横須賀市立鴨居中学校	体育館前	
	15	横須賀市立岩戸中学校	体育館前	
	16	横須賀市立養護学校	保護者控室内	
	17	横須賀市立久里浜中学校	体育館前	
	18	横須賀市立神明中学校	体育館前	
4	19	横須賀市立野比中学校	体育館前	1箇所あたり 年 6,000 円 (税抜)
	20	横須賀市立北下浦中学校	体育館前	
	21	横須賀市立長沢中学校	体育館前	
	22	横須賀市立長井中学校	体育館前	
	23	横須賀市立武山中学校	体育館前	
	24	横須賀市立大楠中学校	体育館前	

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必要に応じて、事前に入札参加者ご自身において現地確認を行ってください。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。

II 契約条件等について

1 契約形態に関する条件

- ① 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、自動販売機設置場所を貸し付ける方法で行います。
- ② 貸付期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとします。
ただし、希望があれば、協議により 1 回に限り、同一条件で契約を更新できることとします。この場合の貸付期間は、令和 11 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとします。
- ③ 自動販売機設置場所の貸付料は、入札により決定した額とし、消費税の対象となる場所については、これに消費税及び地方消費税（以下、両方をあわせて「消費税」という。）を加算した額とします。

教育委員会事務局教育総務部学校管理課（以下、「教育委員会」という。）において納入通知書を発行しますので、記載された納付期限までに納付をお願いします。

【注】売上に応じた手数料の徴収はありません。

- ④ 自動販売機（電柱からの引込ポール等の付帯施設を含む。）の設置及び撤去に要する一切の費用は、借受人の負担とします。
- ⑤ 光熱水費は、借受人の負担となります。借受人において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を横須賀市が指定する納付期限までに納付してください。ただし、電柱からの引込ポール等を設置して電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りではありません。
- ⑥ 借受人は、年度ごとに、設置した各自動販売機の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年間売上数及び売上額を集計のうえ、速やかに市に報告してください。
なお、この売上数については公開することができます。
- ⑦ 貸付期間満了時又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。
- ⑧ 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和 46 年横須賀市規則第 26 号）に定める割合を乗じて計算して得た額となります。
- ⑨ 借受人が契約上の義務に違反した場合の違約金は、1 箇所あたりの貸付料年額に台数と契約年数を乗じた金額の 100 分の 10（円未満切上）に相当する額とします。また、この違約金は、借受人がその契約上の義務を履行しないため本市に損害を与えた場合に借受人が本市に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部と解釈しません。

2 設置自動販売機に関する条件（各学校共通）

- ① 貸付場所に設置する自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機とします。
- ② 販売する清涼飲料水の種類は、ミネラルウォーター・お茶・スポーツドリンクを基本とし、炭酸飲料・コーヒーの販売は、それぞれ 1 種類までとします。（た

だし、場所番号 16 は除きます)

- ③ 災害対応型自動販売機を設置してください。
- ④ 販売する清涼飲料水の価格は標準小売価格から 20 円以上割り引いた金額で設定してください。
- ⑤ 新・旧 500 円硬貨及び新・旧 1,000 円紙幣を使用できる自動販売機を設置してください。
- ⑥ 自動販売機にはタイマーを設置することとし、販売時間帯の設定は教育委員会の指示に従ってください。
- ⑦ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置してください。
- ⑧ 日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」や耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を行ってください。

3 維持管理に関する条件

- ① 防犯措置、金銭管理などの自動販売機の維持管理は、借受人の責任において行ってください。
- ② 販売する商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫管理を適切に行ってください。
- ③ 学校行事等に伴う商品補充の日時に関して、教育委員会から別途連絡することがありますので、適宜調整をしてください。
- ④ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、借受人の責任で回収・リサイクルを定期的に実施してください。
- ⑤ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の 4 省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせについて借受人の責任において対応してください。

III 入札参加申込手続きについて

1 入札参加資格

入札には個人、法人を問わず参加できますが、次に該当する者及び入札参加申込受付期間内に申込手続きを行わない者は、参加することができませんのでご注意ください。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）及び第 2 号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第

5号までのいずれかに該当する者

【注】これを確認するため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（法人については役員等を含みます。）

- (3) 清涼飲料水の自動販売機設置業務について、本入札公告日（令和7年12月15日）時点で、2年以上の実績を有する者

【注】これを確認する書類として、「4 入札参加申込みに必要な書類等（1）申込方法」の提出書類④を提出していただきます。

2 設置場所の現地確認

設置場所の現地確認を行う場合は、入札参加申込みまでに各自でお願いします。現地確認をされなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項を了知されているものとみなします。

現地確認を希望する場合は、教育委員会に事前に連絡のうえ、日程を調整するようにしてください。

連絡先：教育委員会事務局教育総務部学校管理課

046-822-8534もしくは046-822-8476

なお、現地確認を行う際は、学校関係者や近隣住民の方の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。

3 入札参加申込み

本入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

受付期間内に受付場所に必要書類を直接持参してください。郵送、電話、電子メール、ファクシミリ等による申込みはできません。

申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

■受付期間 令和7年12月16日（火）～令和7年12月24日（水）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

■受付場所 横須賀市小川町11番地
横須賀市財務部財務管理課（市役所1号館5階）

※事前に財務管理課に電話で日程を予約のうえ、お越しください。

（電話番号：046-822-8356（財務管理課直通））

4 入札参加申込みに必要な書類等

（1）申込方法

次の書類をご提出ください。なお、①、②の様式は本市ホームページからダウンロードできます。

提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。提出書類は返却いたしません。

提出書類

① 市立中学校及び養護学校の自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加申込書 (兼入札参加書)

- ・指定箇所に押印（登録印）してください。

② 役員名簿（法人による申込みの場合のみ）

③ 各種証明書（発行日から3か月以内のもの）

■個人による申込みの場合

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の写し（本籍・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは違います。

■法人による申込みの場合

- ・印鑑証明書
- ・商業・法人登記記録の全部事項証明書（現在事項証明書）

④ 公告日（令和7年12月15日）時点で、2年以上継続して自動販売機設置業務を行ったことを証明する書類

- ・横須賀市又は国、他の地方公共団体で、行政財産目的外使用許可を受けていた場合や自動販売機設置場所の貸付契約を行っていた場合は、許可書の写しや契約書の写しでこの証明とすることができまするものとします。法人の合併等をした場合は、それ以前の契約書等もこの書類に該当します。その場合には、合併等の経過が分かる書類も併せて添付してください。
- ・本市が実施した自動販売機設置場所の一般競争入札等により賃貸借契約又は協定を締結して、現在自動販売機を設置運営している者は、この書類を省略することができます。

⑤ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類

- ・自動販売機のカタログ等に設置場所番号を記入したものなどでかまいません。

【注】横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者は、代理人になることができません。

【注】代理人資格を確認するため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（代理人が法人の場合については、役員等を含みます。）

5 入札参加申込書の受付及び参加資格の審査について

入札参加申込書提出後、必要書類の確認を行った後、受付を行います。受付完了後、入札参加申込書に受付印を押したものを受け取った上で、入札当日にご持参ください。

受付日以降、参加資格について審査し、令和8年1月中旬に、入札参加申込書に記載されたアドレス宛てにメールにより結果を通知するとともに、適格と認められた方には、入札書を電子で交付しますので、入札当日に必ずご持参ください。

IV 入札・開札・契約等について

1 入札

(1) 日時・場所

日 時	場 所
令和8年2月6日（金）午前10時00分	横須賀市消防局庁舎 消防第3会議室 (横須賀市小川町11番地)

受付は、入札開始時刻15分前から学校以外の市施設の自動販売機入札とともに行います。

本入札は、学校以外の市施設の自動販売機入札終了後に行います。

(2) 必要書類

- ① **市立中学校及び養護学校の自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）**
(※ 入札参加申込書受付時に交付したもの)
- ② **入札書**
- ③ **委任状（代理人の方が参加される場合のみ）**

法人の代表権のない方や、個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合
委任者の印鑑登録印が押印された委任状を持参してください。

なお、③の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

入札書の記入要領

入札金額及び必要事項を記入又は入力してください。

【注】入札書は、1つの物件番号につき1枚となります。このため、複数の物件に入札される場合は、必要数を印刷して使用してください。

【注】入札金額は、**1箇所あたりの年額貸付料（税抜）**です。なお、入札金額を訂正したものは無効となりますので、書き損じた場合は新たに作成してください。

【注】入札者本人が入札を行う場合は、入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入又は入力し、登録印で押印してください。

【注】代理人が入札を行う場合は、入札者欄及び代理人欄に住所・氏名（法人の場合は法人の所在地・法人名及び代表者名）を記入又は入力の上、代理人欄に代理人の印を押印してください。（入札者欄に入札者本人の登録印を押印する必要はありません。）なお、代理人の印は、入札参加申込時に提出した委任状の「代理人使用印（認印可）」を使用してください。

【注】金額は算用数字（0、1、2、3・・）を使用し、**最初の数字の前に必ず「¥」を記入又は入力**してください。

【注】記入の際は、ボールペン等（書いた文字が消えないもの）を使用してください。

(3) 入札方法

入札は、物件番号順に1物件ずつ、入札を繰り返す形で行います。

入札者は、所定の入札書（本市が電子メールで交付したもの）に必要事項を記載し、記名押印（登録印）のうえ、所定の入札箱に投入してください。

代理人が入札される場合は、委任状に使用した代理人使用印（認印可）により押印してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札の締切時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

【注】郵送による入札は認めません。

【注】入札会場は、入札参加者等の関係者以外は入場できません。

2 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者、また代理人に代理人資格がない場合を含む。）の入札
- ② 委任状が提出されていない場合の代理人による入札
- ③ 本市から交付された入札書以外の入札書による入札
- ④ 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札書による入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑥ 1つの物件番号につき、一人で2通以上（代理人による場合も含む。）の入札書を提出した入札
- ⑦ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑧ 郵送による入札
- ⑨ 最低貸付価格を下回る金額による入札
- ⑩ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害しもしくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

3 開札・落札

(1) 開札方法

各物件の入札締め切り後、直ちに入札者の面前で開札します。

(2) 開札の立会等

入札者等関係者は、各（社）1名開札に立会うことができます。

(3) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入又は入力された金額が、本市が定めた最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。くじは、関係者が「市立中学校及び養護学校の自動販売機設置場所貸付等一般競争入札参加申込書（兼入札参加書）（※入札参加申込書受付時に交付したもの）」を持参した場合は、当該関係者も引くことができるものとします。なお、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない本市職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(4) 開札結果

開札結果については、物件番号順に 1 物件ずつ、入札者全員分の内容〔入札金額、入札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を発表します。また、後日〔落札物件、落札金額、落札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕について、本市ホームページ上で公開します。入札参加者は、このことを了承したうえで参加されているものとみなします。

4 契約の締結

落札者は、**令和8年3月6日（金）まで**に、別紙自動販売機設置場所賃貸借契約書（案）により契約を締結しなければなりません。

落札者が、期限までに契約を締結しない場合には、落札は効力を失い、落札額に消費税を加算した額に台数と契約予定年数を乗じた額の 100 分の 5（円未満切上）に相当する額を損害金として市に納付していただきます。

また、今後 3 年間、横須賀市の市立中学校及び養護学校の自動販売機設置場所貸付一般競争入札に参加できなくなる場合があります。

契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。

なお、貸付料の納入通知書送付先が契約住所と異なる場合は、別紙「納入通知書送付先連絡票」を提出してください。

5 契約保証金及び貸付料の支払方法

(1) 契約保証金について

公有財産規則第 43 条に規定する契約保証金は、同条ただし書きにより免除とします。

(2) 貸付料について

貸付料は、教育委員会が発行する納入通知書により、納付期限までに本市取扱金融機関等で納付してください。

6 貸付の開始

令和8年4月1日（水）から貸付を開始します。貸付開始後に指定の場所に自動販売機を設置し、運営を開始してください。

なお、搬入可能な日時、搬入方法等については、教育委員会と十分に打合せを行ってください。

7 落札者がなかった場合の随意契約について

落札者がなかった場合は、随意契約で貸し付けることがあります。

随意契約の対象となった物件や、随意契約申込の手続きに関する詳細の情報を開札終了後、教育委員会のホームページに掲載する予定です。

8 その他

- ・ 契約期間中に会社の名称変更、合併等があった場合も、契約内容を引き継ぐものとします。
- ・ この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- ・ この説明書中の「清涼飲料水」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条で定める酒類又はその類似品を除いた飲料を指します。
- ・ 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。
- ・ 本入札は、予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

寄付ご協力のお願い

横須賀市では、まちづくりのパートナーとして、新しい公共の担い手となるNPO法人（特定非営利活動法人）の活動を支援する「NPO支援基金（（愛称）よこすか元気ファンド）」を設置しています。

NPO法人が行う公益的な活動は、社会変化の中で次々と現れる課題に対して、行政などに先駆けて柔軟にきめ細かく対応し、多くの人々の幸せや問題解決への突破口を開くものとして大きな期待が寄せられています。

つきましては、貸付場所に設置する自動販売機におきましても、NPO支援基金（よこすか元気ファンド）対応の社会貢献型自動販売機のご協力をお願ひします。

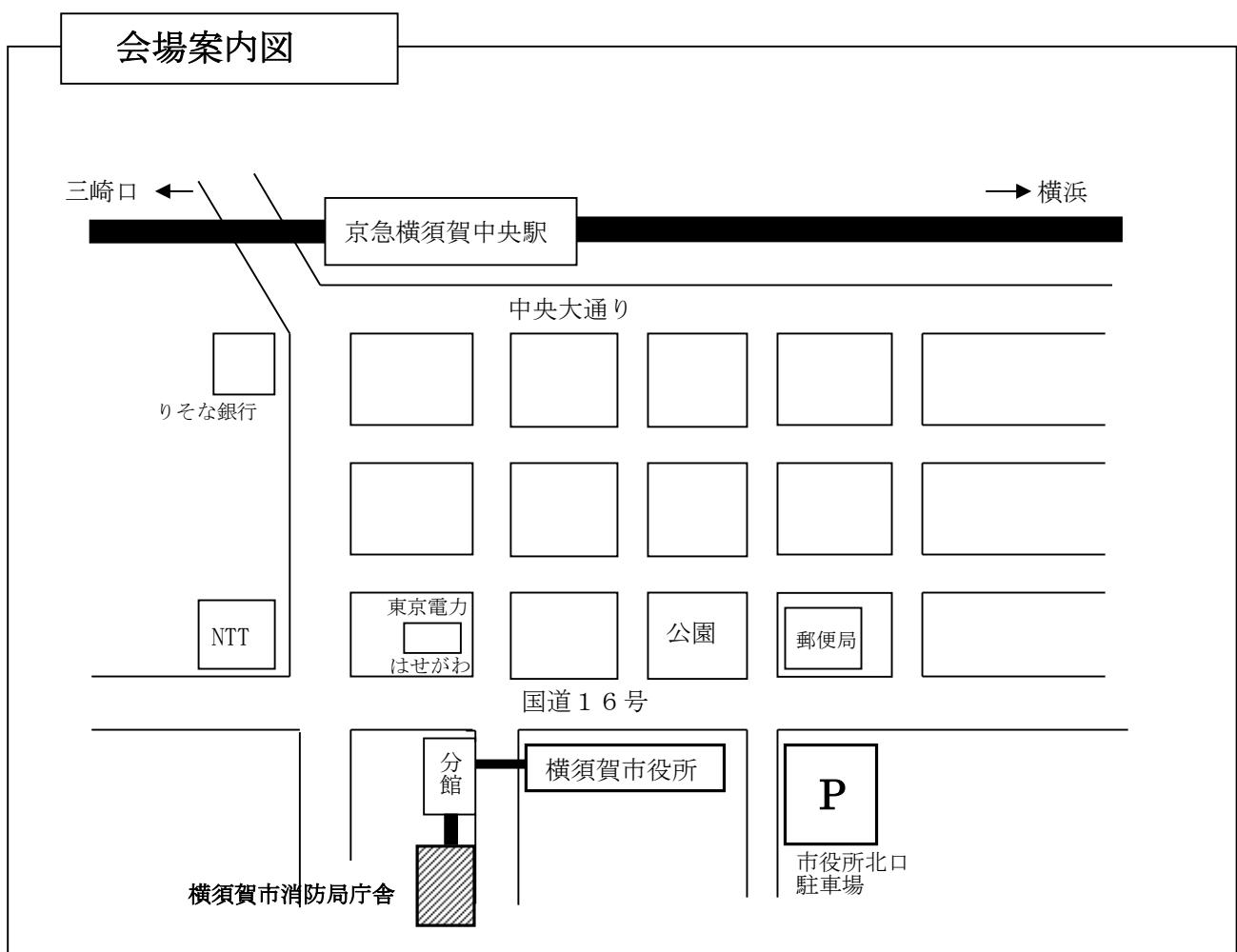
NPO支援基金（よこすか元気ファンド）の詳しい内容については、
https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2720/g_info/1100050899.html
を参照、又は、地域コミュニティ支援課（TEL046-822-9699）までお問い合わせください。

入札会場のご案内

◆入札会場 横須賀市小川町11番地
横須賀市消防局庁舎 3階 消防第3会議室

◆入札日時 令和8年2月6日（金）午前10時00分（受付は15分前から）

※ 事前のお問い合わせは、046-822-8356 又は 046-822-9644
(財務管理課直通) までお願いいたします。



※自動車で来庁される場合は、市役所北口駐車場をご利用ください。

(案)

自動販売機設置場所賃貸借契約書

貸付人 横須賀市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○○○（以下「乙」という。）とは、次のとおり自動販売機設置場所の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する後記調書記載の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に貸付け、乙は、これを賃借する。

2 乙は、貸付物件を飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機設置場所として使用し、その他の用途に使用してはならない。

3 乙は、貸付開始後速やかに指定場所に自動販売機を設置し、運営を開始しなければならない。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 乙は、前項に定める貸付期間満了後、引き続いて貸付けを希望する場合、貸付期間満了の6箇月前までに申請を行うことで、協議のうえ、1回に限り、同一条件で契約を更新することができる。

3 前項に定める契約の更新を行う場合の貸付期間は、令和11年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 貸付料は、1箇所あたり年額○、○○○円とし、消費税の対象となる場所については、これに消費税と地方消費税を加算した額（以下「1箇所あたりの貸付料年額」という。）とする。

2 前項の貸付料については、乙は、甲が発行する納入通知書により、納入通知書記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納付しなければならない。

（延滞金）

第4条 乙は、貸付料を納付期限までに納付しないときは、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付する。

（契約不適合等）

第5条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 貸付物件の転貸
- (2) 貸付物件の権利の譲渡又は分割
- (3) 貸付物件の使用用途の変更

(物件の保全義務等)

第7条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 貸付物件の使用にあたって第三者に人的物的損害を与えた場合は、乙の費用負担及び責任において処理しなければならない。

(貸付物件の調査等)

第8条 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、貸付物件の利用状況を確認するため実地を調査し、又は乙に対して貸付物件の利用状況を証する資料の提出若しくは報告を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

3 乙は、年度毎に、貸付物件に設置した自動販売機の4月1日から翌3月31日までの年間売上数及び売上額を集計し、速やかに甲に報告しなければならない。

(設置基準)

第9条 乙は、次に掲げる基準に基づき自動販売機を設置し、運用しなければならない。

- (1) 乙は、防犯措置や金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (2) 乙は、設置する自動販売機で販売する商品の衛生管理に十分注意し、在庫管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、自動販売機に併設して使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収し、リサイクル等の処理を行うこと。
- (4) 乙は、新・旧500円硬貨及び新・旧1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置すること。
- (5) 乙は、エネルギー使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置すること。
- (6) 乙は、自動販売機設置に際しては、日本産業規格「自動販売機の据付基準（JIS B8562）」、耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を講じること。
- (7) 乙は、通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実

施要項」に基づき、設置する自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせに対応すること。

(必要義務費等)

第10条 自動販売機の設置及び撤去に要する費用、貸付物件の使用に伴い必要とする維持保存のための費用は、乙の負担とする。

2 乙は、光熱水費算定のためにメーターを設置し、その使用量をもとに甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに横須賀市公金取扱機関に光熱水費を納入しなければならない。ただし、乙が電力会社等と直接契約を締結した場合はこの限りでない。

(原状変更等)

第11条 乙は、貸付物件の原状を変更しようとする場合は、甲が定める様式による書面を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(届出事項)

第12条 乙は、住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称若しくは代表者）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公用に供する必要が生じたとき。
- (2) 甲が貸付物件のある対象施設を廃止することとなったとき。
- (3) 乙が貸付物件を第1条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。
- (4) 乙が貸付料を納付期限後3箇月以上経過して、なお納付しないとき。
- (5) 乙が第6条から第9条までの規定に違反したとき。
- (6) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(違約金)

第14条 甲は、乙がこの契約の義務に違反した場合、1箇所あたりの貸付料年額に台数と契約年数を乗じた金額の100分の10（円未満切上）に相当する額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(原状回復義務)

第15条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲が定める様式による書面を甲に提出したうえで、返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合、乙は、

現状のまま返還することができる。

2 前項の場合において、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

第16条 乙が故意又は過失によって貸付物件を毀損したときは、乙は、その損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

第17条 乙は、本契約が満了又は解除されたときは、貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第18条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第19条 甲と乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

(合意管轄)

第21条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

(甲)　　貸付人　　横須賀市小川町11番地

　　横須賀市

　　代表者　横須賀市長　上地克明

(乙)　　借受人

貸付物件に関する調書

施設名	所在	地目 構造	設置場所	場所 番号	設置 面積

ただし、設置面積に使用済み容器の回収ボックス及び転倒防止装置の面積は含めない。

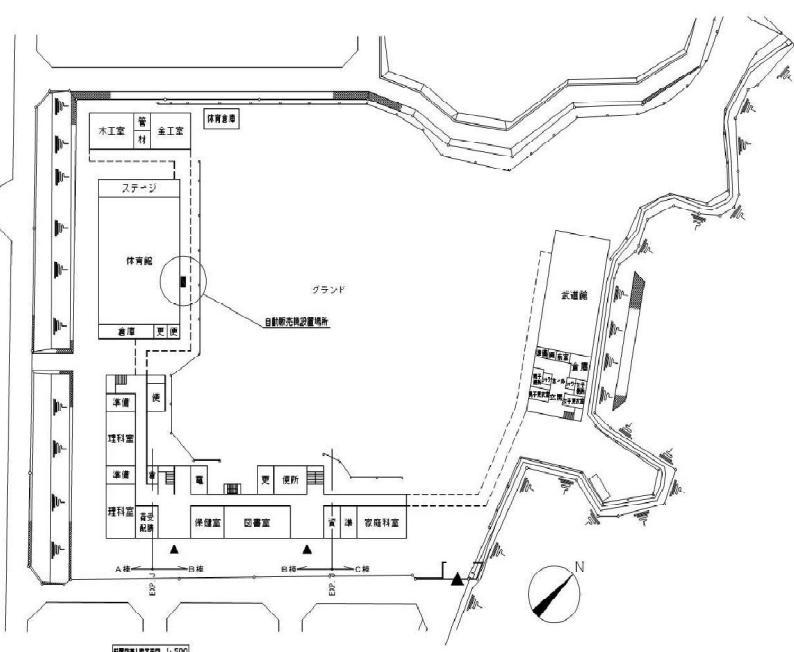
物件調書

物件調書

物件番号1 最低貸付価格 設置場所1箇所あたり 年6,000円（税抜）

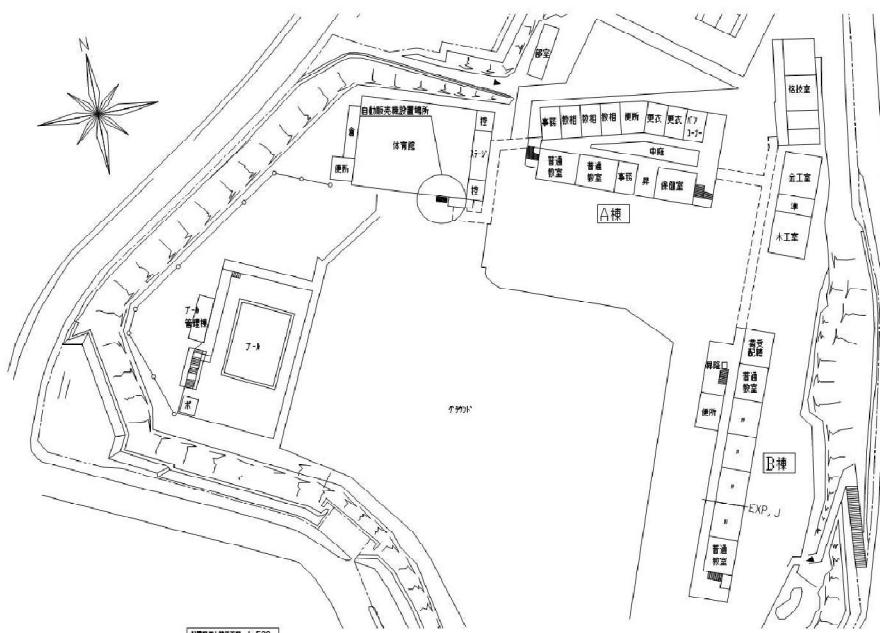
設置番号	施設名	所在地	設置場所	貸付区分	貸付面積 (m ²)
1	横須賀市立追浜中学校	横須賀市夏島町12	体育館前	土地	1.0
2	横須賀市立鷹取中学校	横須賀市湘南鷹取2-30-1	体育館前	建物	1.0
3	横須賀市立田浦中学校	横須賀市船越町7-66	体育館前	土地	1.0
4	横須賀市立坂本中学校	横須賀市坂本町1-19	体育館前	建物	1.0
5	横須賀市立不入斗中学校	横須賀市坂本町1-19	体育館前	建物	1.0
6	横須賀市立常葉中学校	横須賀市小川町18	体育館前	土地	1.0

場所番号 1	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立追浜中学校
所 在 地	横須賀市夏島町12番
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約650人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

場所番号2	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立鷹取中学校
所 在 地	横須賀市湘南鷹取2丁目30番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約170人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

場所番号3	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立田浦中学校
所 在 地	横須賀市船越町7丁目66番地
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約330人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	<p>(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。</p>
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。</p>

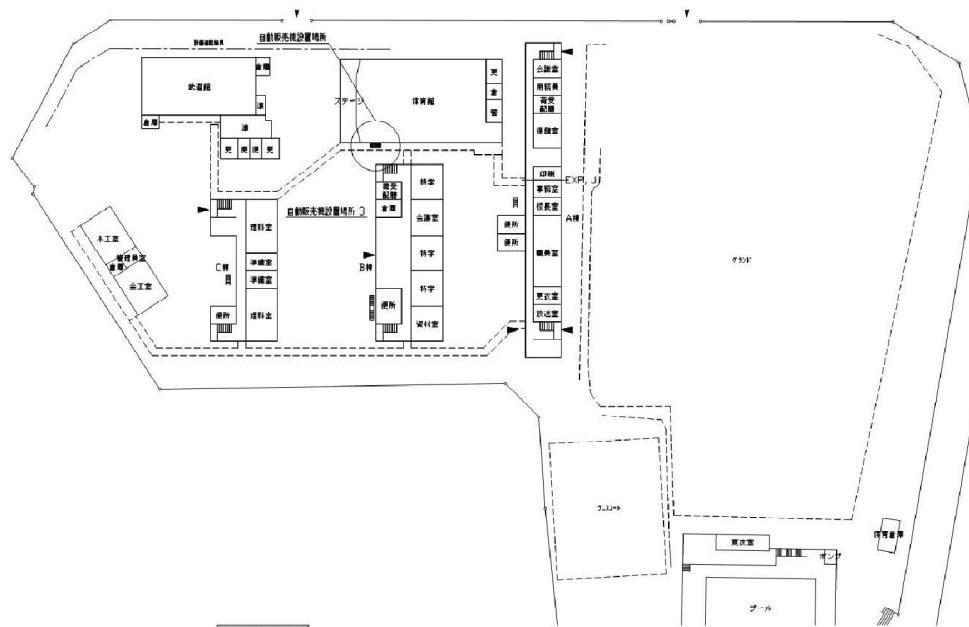
配置図



場所番号4	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立坂本中学校
所 在 地	横須賀市坂本町1丁目19番地
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約310人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	<p>(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。</p>
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。</p>
配置図	

場所番号 5	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立不入斗中学校
所 在 地	横須賀市坂本町 1 丁目19番地
設 置 場 所	体育館前 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根有) につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約380人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7月21日から8月27日まで) 冬季休業 (12月26日から1月6日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。

配置図

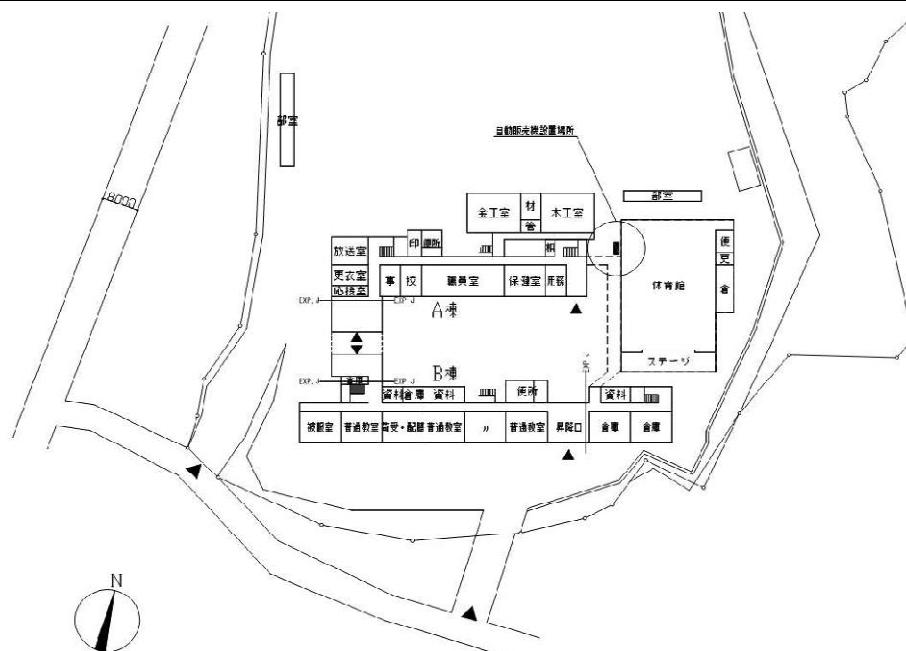


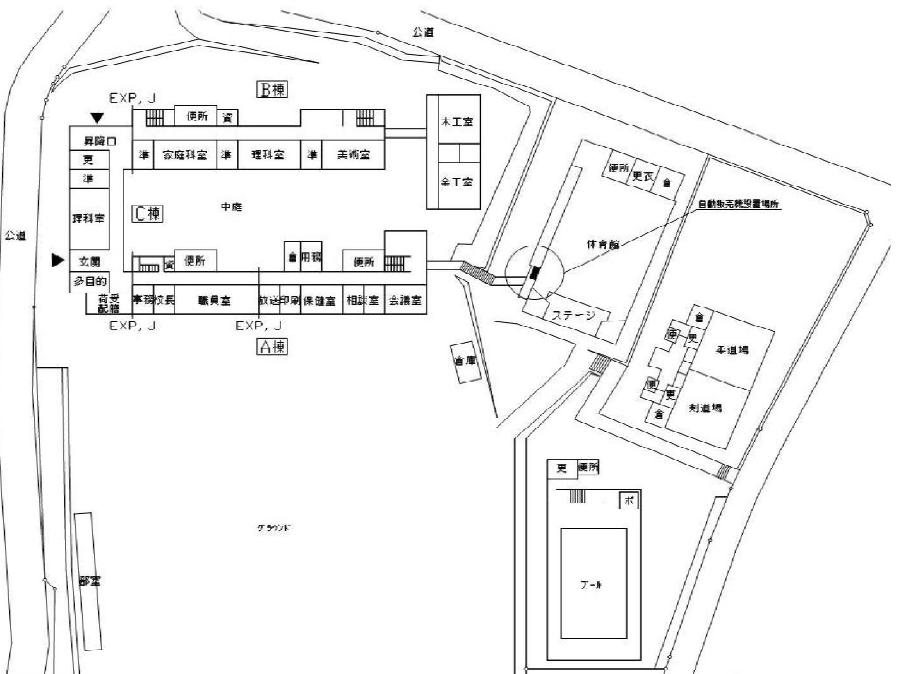
場所番号 6	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立常葉中学校
所 在 地	横須賀市小川町18番地
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約410人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

物件調書

物件番号2 最低貸付価格 設置場所1箇所あたり 年6,000円（税抜）

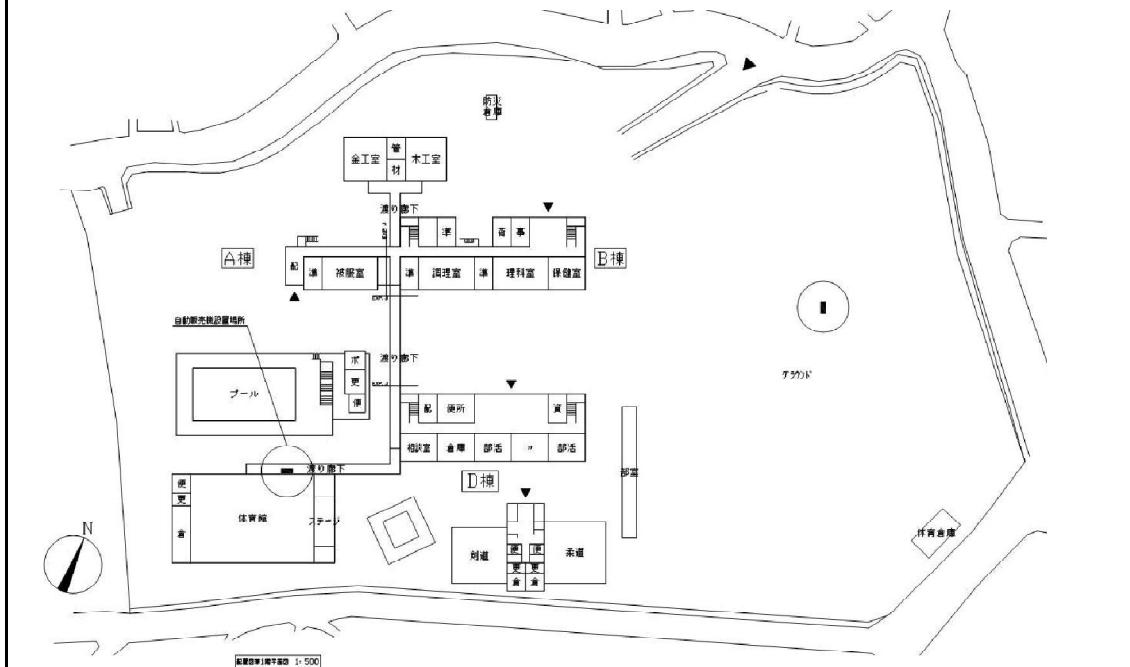
設置番号	施設名	所在地	設置場所	貸付区分	貸付面積 (m ²)
7	横須賀市立公郷中学校	横須賀市公郷町5-81	体育館前	土地	1.0
8	横須賀市立池上中学校	横須賀市池上3-5-1	体育館前	建物	1.0
9	横須賀市立衣笠中学校	横須賀市平作2-31-1	体育館前	建物	1.0
10	横須賀市立大矢部中学校	横須賀市森崎5-14-2	体育館前	土地	1.0
11	横須賀市立大津中学校	横須賀市大津町5-2-1	体育館前	土地	1.0
12	横須賀市立馬堀中学校	横須賀市馬堀町4-10-2	体育館前	建物	1.0

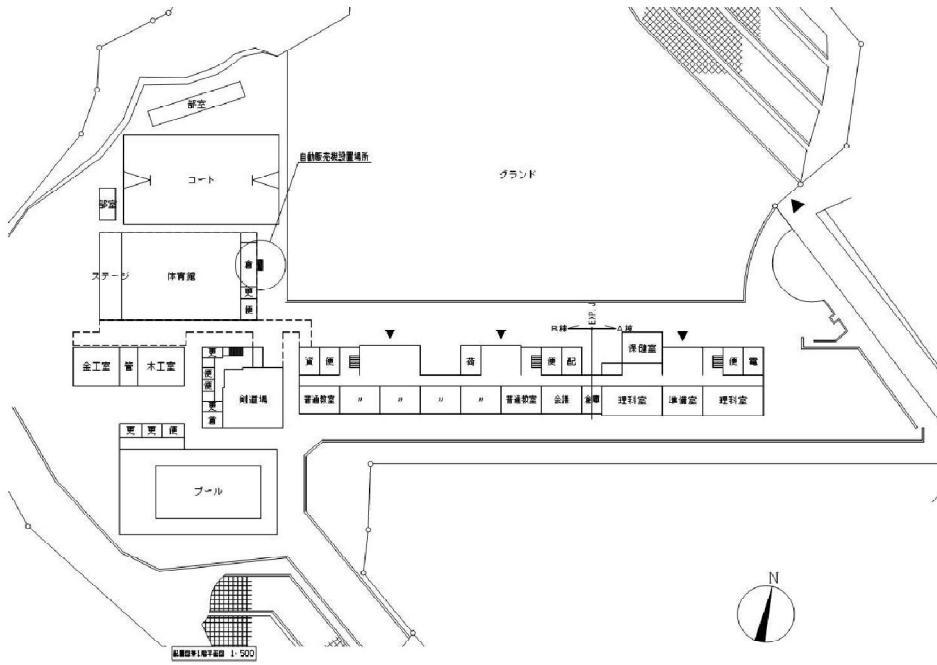
場所番号 7	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立公郷中学校
所 在 地	横須賀市公郷町5丁目81番地
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約370人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

場所番号8	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立池上中学校
所 在 地	横須賀市池上3丁目5番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約300人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	 <p>The site plan shows the layout of the school grounds. The gymnasium is located in the center-right area, with a vending machine placement indicated in front of it. Various buildings are labeled, including the main building (B棟), science room (理科室), and sports rooms (体育室). Roads (公道) are shown on the perimeter, and a parking area (駐車場) is located at the bottom right.</p>

場所番号9		物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立衣笠中学校	
所 在 地	横須賀市平作2丁目31番1号	
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）	
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）	
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約400人	
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人	
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置	
開 校 時 間	8時15分～16時45分	
閉 校 日	<p>（参考）令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民 に対して開放している。</p>	
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534	
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを見つけてください。</p>	

配置図



場所番号 10	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立大矢部中学校
所 在 地	横須賀市森崎 5 丁目14番 2 号
設 置 場 所	体育館前 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約500人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7月21日から8月27日まで) 冬季休業 (12月26日から1月6日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したもの設置してください。
配置図	
	

場所番号 11	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立大津中学校
所 在 地	横須賀市大津町5丁目2番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約700人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

場所番号 12	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立馬堀中学校
所 在 地	横須賀市馬堀町4丁目10番2号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約220人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	<p>(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。</p>
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。</p>
配置図	

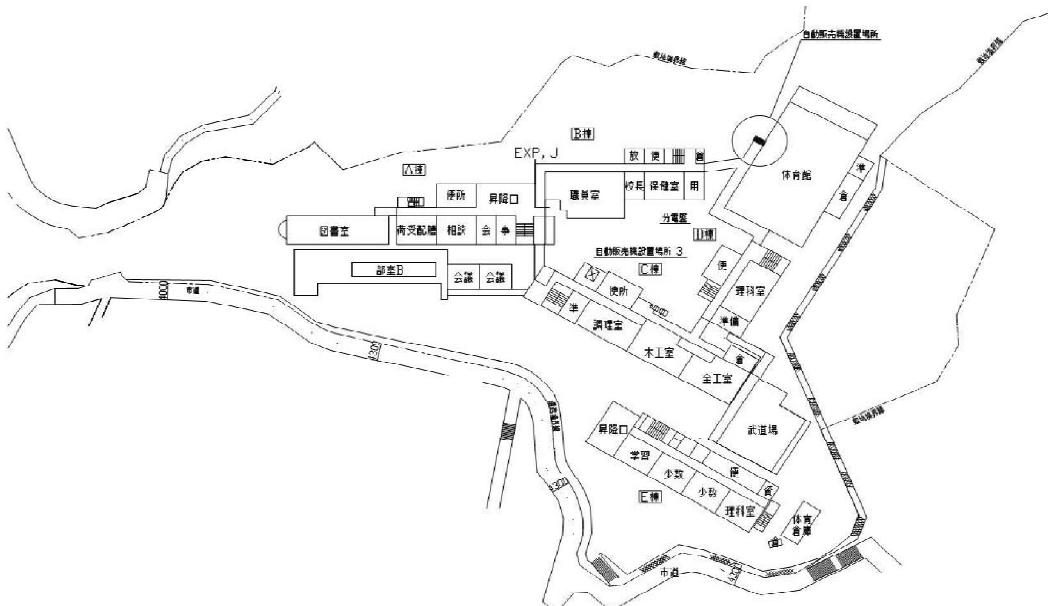
物件調書

物件番号3 最低貸付価格 設置場所1箇所あたり 年6,000円（税抜）

設置番号	施設名	所在地	設置場所	貸付区分	貸付面積 (m ²)
13	横須賀市立浦賀中学校	横須賀市浦賀3-26-1	体育館前	建物	1.0
14	横須賀市立鴨居中学校	横須賀市鴨居3-2-2	体育館前	土地	1.0
15	横須賀市立岩戸中学校	横須賀市岩戸5-6-3	体育館前	建物	1.0
16	横須賀市立養護学校	横須賀市岩戸5-6-4	保護者控室内	建物	0.96
17	横須賀市立久里浜中学校	横須賀市久里浜2-11-1	体育館前	土地	1.0
18	横須賀市立神明中学校	横須賀市神明町903	体育館前	建物	1.0

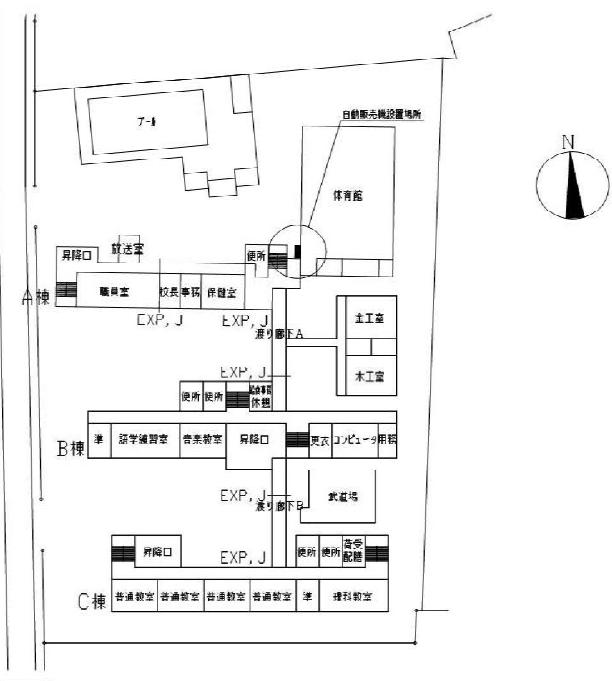
場所番号 13	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立浦賀中学校
所 在 地	横須賀市浦賀3丁目26番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約550人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。

配置図



場所番号 14		物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立鴨居中学校	
所 在 地	横須賀市鴨居 3 丁目 2 番 2 号	
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）	
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税	
自動販売機の指定	清涼飲料水	
設 置 場 所 の 面 積	1 台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)	
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約380人	
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人	
年 間 売 上 本 数 (令和 5 ~ 6 年度平均)	新規設置	
開 校 時 間	8 時10分～16時40分	
閉 校 日	(参考) 令和 7 年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7月21日から8月27日まで) 冬季休業 (12月26日から1月6日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民 に対して開放している。	
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534	
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを探してください。	

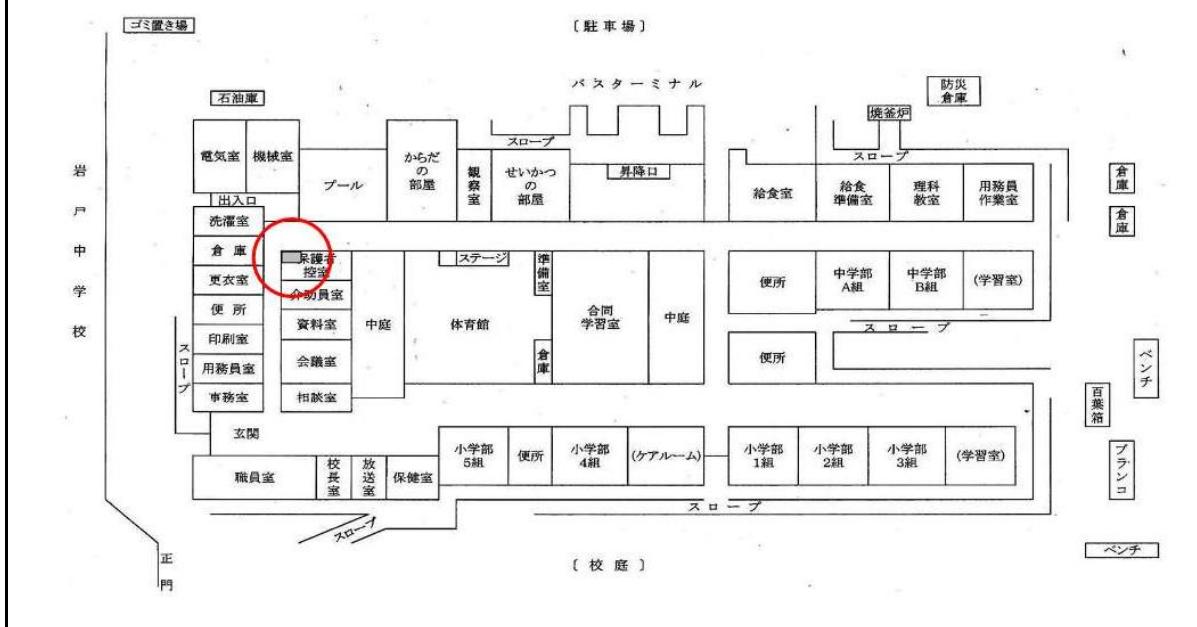
配置図



場所番号 15	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立岩戸中学校
所 在 地	横須賀市岩戸 5 丁目 6 番 3 号
設 置 場 所	体育館前 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根有) につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1 台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約170人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和 5 ~ 6 年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8 時 15 分 ~ 16 時 45 分
閉 校 日	(参考) 令和 7 年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7 月 21 日から 8 月 27 日まで) 冬季休業 (12 月 26 日から 1 月 6 日まで) 学年末休業 (3 月 26 日から 3 月 31 日まで) * ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民 に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先 046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

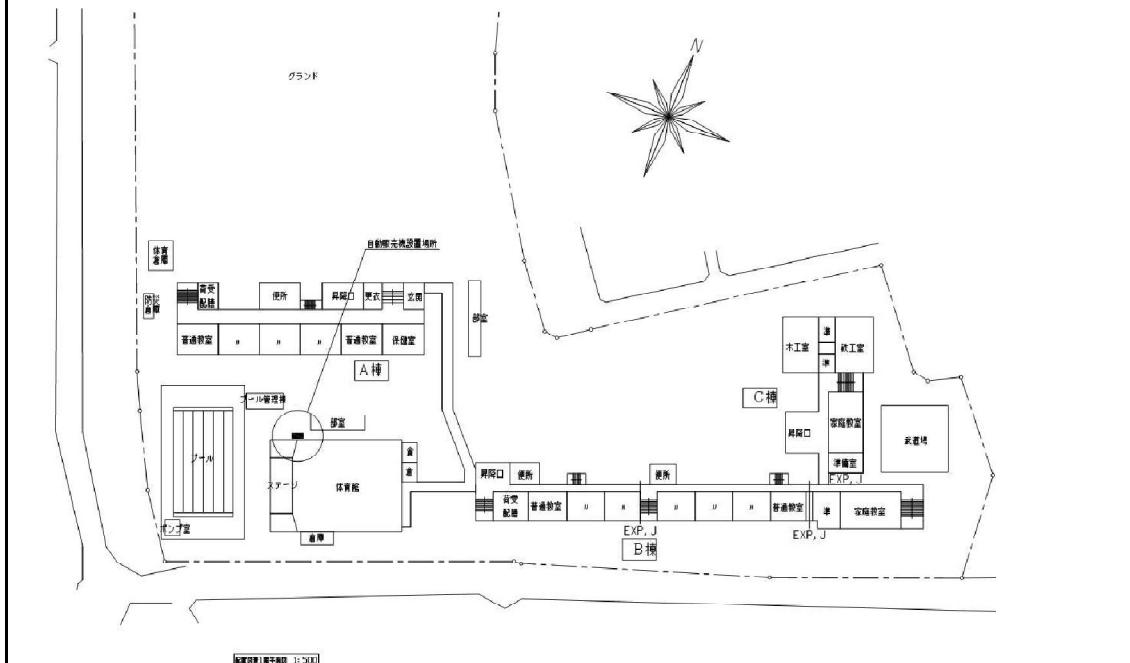
場所番号 16	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立養護学校
所 在 地	横須賀市岩戸 5 丁目 6 番 4 号
設 置 場 所	保護者控室内 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と 消 費 税	屋内につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1 台 約 0.96m ² 約 1.20m × 0.80m (回収ボックスを除く)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び児童生徒数)	約 70 人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約 100 人
年 間 売 上 本 数 (令和 5 ~ 6 年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8 時 30 分 ~ 17 時 00 分
閉 校 日	(参考) 令和 7 年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7 月 21 日から 8 月 27 日まで) 冬季休業 (12 月 26 日から 1 月 6 日まで) 学年末休業 (3 月 26 日から 3 月 31 日まで)
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先 046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1 台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したもの設置してください。

配置図



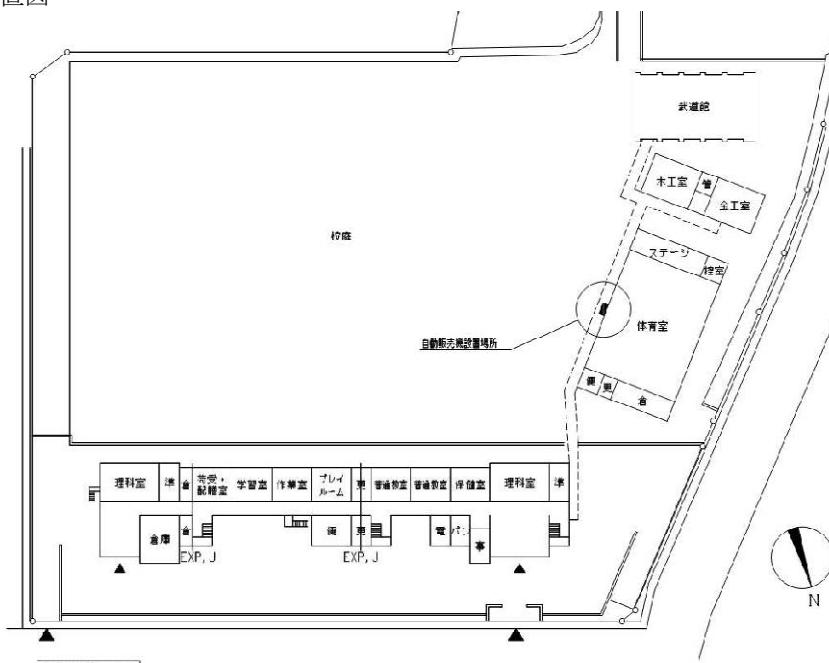
場所番号 17	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立久里浜中学校
所 在 地	横須賀市久里浜2丁目11番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約540人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	<p>(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。</p>
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。</p>

配置図



場所番号 18	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立神明中学校
所 在 地	横須賀市神明町903番地
設 置 場 所	体育館前 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根有) につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約480人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7月21日から8月27日まで) 冬季休業 (12月26日から1月6日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。

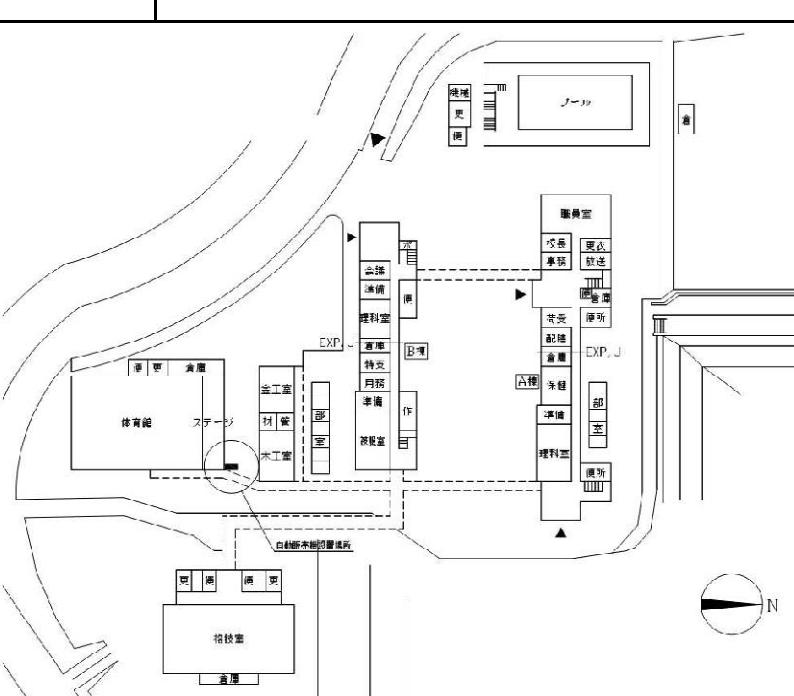
配置図

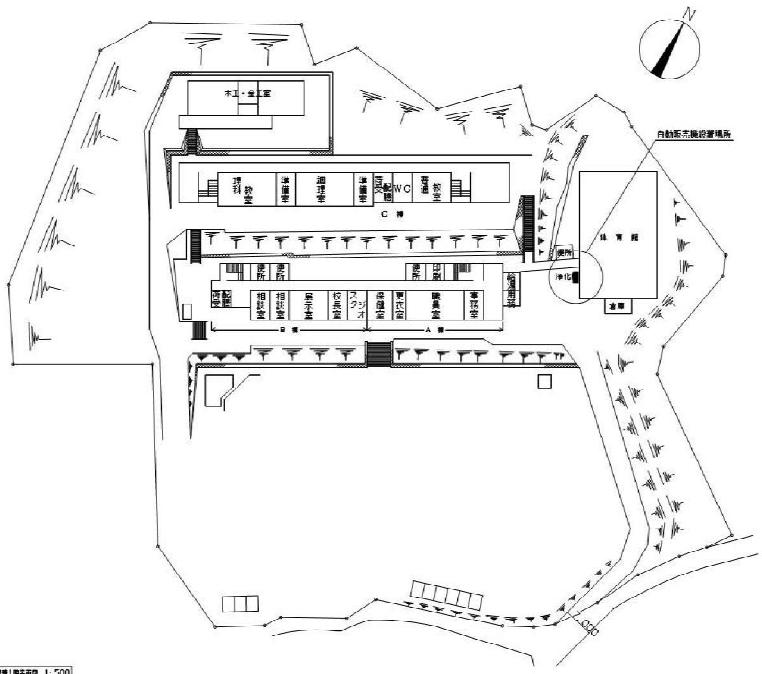


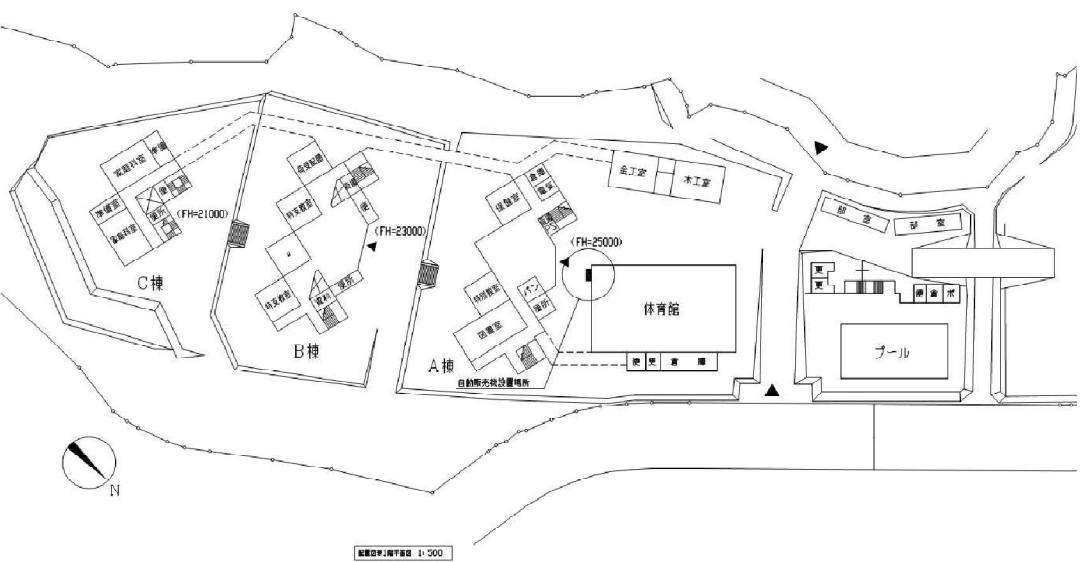
物件調書

物件番号4 最低貸付価格 設置場所1箇所あたり 年6,000円（税抜）

設置番号	施設名	所在地	設置場所	貸付区分	貸付面積 (m ²)
19	横須賀市立野比中学校	横須賀市野比4-4-1	体育館前	土地	1.0
20	横須賀市立北下浦中学校	横須賀市長沢1-30-17	体育館前	土地	1.0
21	横須賀市立長沢中学校	横須賀市長沢5-1-1	体育館前	土地	1.0
22	横須賀市立長井中学校	横須賀市長井5-12-1	体育館前	土地	1.0
23	横須賀市立武山中学校	横須賀市武3-31-1	体育館前	建物	1.0
24	横須賀市立大楠中学校	横須賀市芦名1-2-1	体育館前	土地	1.0

場所番号19	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立野比中学校
所 在 地	横須賀市野比4丁目4番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約360人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	

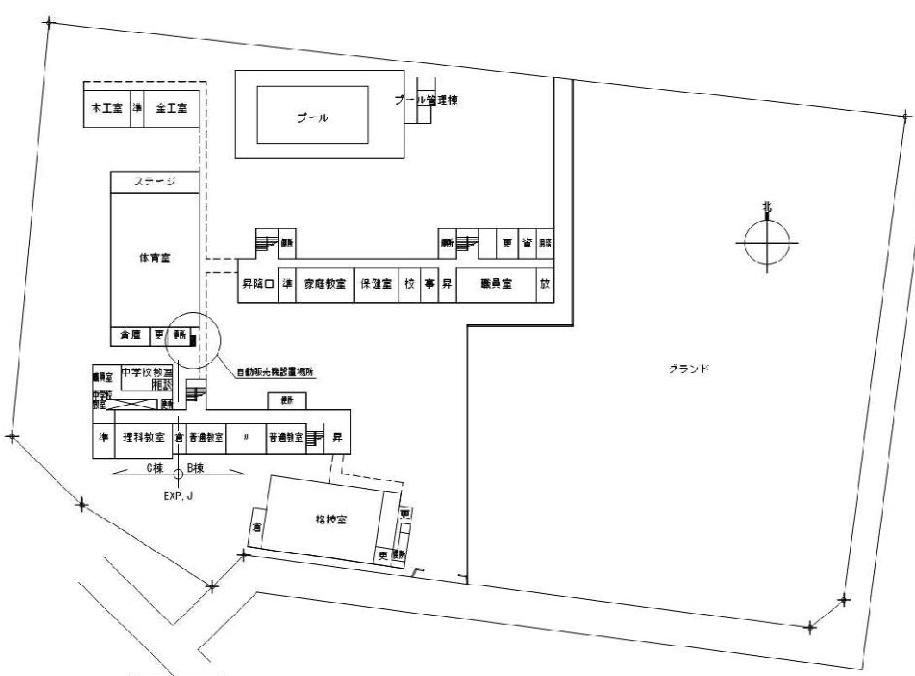
場所番号20	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立北下浦中学校
所 在 地	横須賀市長沢1丁目30番17号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約1m ² 約1m×1m（回収ボックスを含む）
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約220人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	<p>(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。</p>
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	<p>この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。</p>
配置図	

場所番号 21	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立長沢中学校
所 在 地	横須賀市長沢5丁目1番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約310人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時15分～16時45分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。
配置図	
	

場所番号 22	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立長井中学校
所 在 地	横須賀市長井 5 丁目12番 1 号
設 置 場 所	体育館前 (下図のとおり)
屋内・屋外 (屋根の有無) と消費税	屋外 (屋根無) につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約140人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5~6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分~16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業 (7月21日から8月27日まで) 冬季休業 (12月26日から1月6日まで) 学年末休業 (3月26日から3月31日まで) *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したもの設置してください。
配置図	

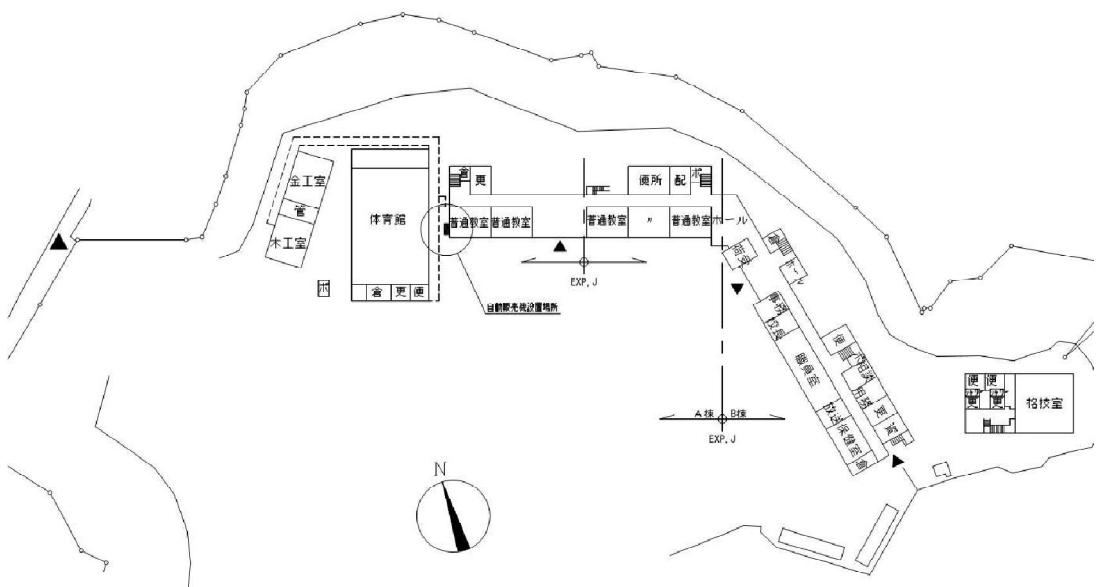
場所番号 23	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立武山中学校
所 在 地	横須賀市武3丁目31番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根有）につき消費税課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約370人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したものを設置してください。

配置図



場所番号 24	物 件 調 書
施 設 名	横須賀市立大楠中学校
所 在 地	横須賀市芦名1丁目2番1号
設 置 場 所	体育館前（下図のとおり）
屋内・屋外（屋根の有無）と消費税	屋外（屋根無）につき消費税非課税
自動販売機の指定	清涼飲料水
設 置 場 所 の 面 積	1台 約 1 m ² 約 1 m × 1 m (回収ボックスを含む)
建 物 内 職 員 数 (職員数及び生徒数)	約300人
月 平 均 の 来 訪 者 数	約500人
年 間 売 上 本 数 (令和5～6年度平均)	新規設置
開 校 時 間	8時10分～16時40分
閉 校 日	(参考) 令和7年度 土日祝日、創立記念日 夏季休業（7月21日から8月27日まで） 冬季休業（12月26日から1月6日まで） 学年末休業（3月26日から3月31日まで） *ただし、体育館及び校庭等は、夜間及び閉校日を含めて地域住民に対して開放している。
施設の問い合わせ先	横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課 連絡先046-822-8534
備 考	この自動販売機を含めた施設内の自動販売機設置数 1台 飲料の搬入時間は、学校とご相談のうえ、設定してください。 屋根の有無も含めて現地の状況に適したもの設置してください。

配置図



～メモ欄～

お問い合わせはこちらまでお願いいたします。

横須賀市財務部財務管理課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046-822-8356 (直通)

046-822-9644 (直通)

046-822-4000 内線 1745・1741